

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。  
令和6年2月9日

徳島県監査委員 岡崎悦夫 弘  
同 鹿山公 司  
同 大寺健 泰  
同 井下 了  
同 立川 大

1 監査基準

財政的援助団体等監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和5年12月20日から令和6年1月19日の間に、別表に記載の14団体において実施した。

3 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

令和4年度における財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、監査対象団体から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第3号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

＜地方独立行政法人徳島県鳴門病院＞

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額	13,994,310円
令和3年度決算額に係る 令和4年5月末残額	10,733,210円
増減額	3,261,100円

＜公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センター＞

公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センター処務規程により、専決することができるとされている事務局長が不在の間、理事長決裁としなければならないにもかかわらず、適切に処理がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監査対象団体	財政的援助等の概要
公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会	出資金、補助金
公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク	公の施設の管理
公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター	出資金、公の施設の管理
公益財団法人徳島県スポーツ協会	補助金、公の施設の管理
地方独立行政法人徳島県鳴門病院	出資金、貸付金
公益財団法人とくしま移植医療推進財団	出資金

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要
徳島工芸村株式会社	出資金
公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センター	出資金
株式会社あわわ	公の施設の管理
徳島県土地開発公社	出資金
徳島ハイウェイサービス株式会社	出資金
株式会社スタッフクリエイト	公の施設の管理
徳島県住宅供給公社	出資金、貸付金、公の施設の管理
徳島県営住宅P F I株式会社	公の施設の管理